



生物多様性を巡る金融機関の役割

—企業行動の変容を促す融資制限、影響は幅広い産業へ—

2022/4

三井物産戦略研究所
産業情報部産業企画室
天木美波

Summary

- 近年議論が活発化してきた生物多様性の問題において、金融機関は企業行動の変容を促す重要な役割を持つと想定される。
- 生物多様性は対象が幅広いため、様々な産業に影響が及ぶ可能性が高い。これまでの金融機関の取り組みや、2021年に発足したTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等での議論から予測すると、まずは農林水産業が制限の対象となるだろう。
- 制約は関連するサプライチェーン等へも影響が広がり、生物多様性に関し保全すべき対象も拡大していく可能性がある。

様々な産業を制約する要因として、気候変動に続いて生物多様性にも注目が集まり始めている。気候変動に関する制約においては金融機関が重要な役割を担ってきたが、生物多様性の問題に対しても同様の役割を持つと想定される。生物多様性は対象が幅広く、様々な産業に影響が及ぶ可能性が高いことから、金融機関のこれまでの取り組みや今進みつつある議論を踏まえ、影響が及ぶ可能性のある事業活動を考察する。

1. 生物多様性を巡る議論の変遷

1-1. 利益配分ルールの設定と残された課題

1992年に採択された国連生物多様性条約（CBD）の目的は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の3つである。③については、2010年の第10回締約国会議（COP10）で名古屋議定書が採択され、遺伝資源の利用には提供国の同意が前提となることと、提供国と利用国が相互に合意する条件に基づき利益を配分することが定められた。豊かな自然が残り遺伝資源の供給源となる新興国と、それを活用して利益を上げる先進国企業の間で利益を配分するルールの設定という一部の利害関係者にとって喫緊の課題が解決された。

その一方で、人類全体にとって重要な共通課題である①と②の目的は達せられないまま残された。それについてはCOP10で愛知目標が設定されたが、具体性を欠いたものだった。対象が特定の種だけではなく、全ての生物種の保全であり、その実現には自然環境全般の保全が必要であるとの認識が強まった。それに

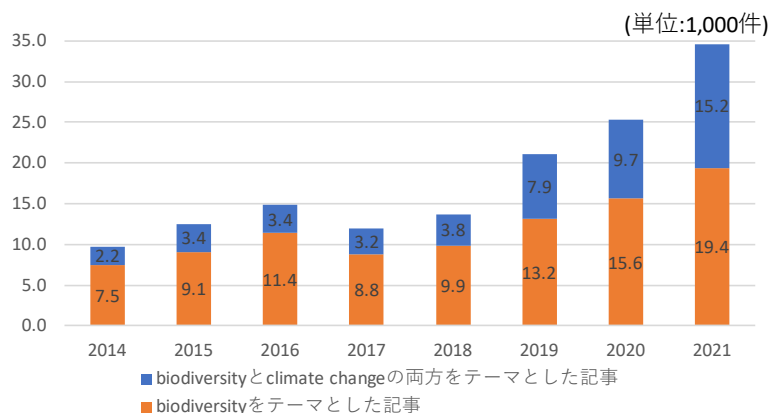
伴って、従来は生物が多様であることや、遺伝資源に焦点をあてていた「生物多様性」という言葉が、近年は自然や自然環境全般、自然資本といった幅広いニュアンスで使われるようになってきている。ただ、対象となる範囲があまりにも広いこと、生物種の絶滅や局地的な環境の破壊といった問題は生じているが、多くの人々の生存を脅かすまでには至っていないことから、喫緊の脅威として十分に認識されていなかった。そのため、①・②に関しては自然環境全般に対象が広がったものの、議論は拡散し進展しなかった。

1-2. 気候変動と一体化で議論が再び活発化

2010年代末になると、そうした状況に変化が生じてきた。この時期には、異常気象やそれに伴う自然災害が頻発し世界各地で人々の生活が脅かされたことで、気候変動問題への認識が広まった。その際に議論を主導してきたNGOの多くは、気候変動に限らず自然環境全般の維持を主張してきた組織であり、喫緊の課題である気候変動と、自然環境全般を示す生物多様性の問題を並べて取り上げるようになった。2019年5月にIPBES¹が発表した報告書で、人間の活動により今後10年間で約100万種が絶滅する可能性が指摘されたことも議論に拍車をかけた。世界各国で発信された“biodiversity”をテーマとした記事・レポート²の件数は2021年には2018年比2.5倍となっている。これは同2.6倍となった“climate change”とほぼ同程度の伸びである。それをけん引したのは4.0倍となった上記の両方をテーマとしたもので、気候変動と並べられることで、生物多様性に関する議論も活発化していることがうかがえる（図表1）。

そうした世論に応える形で、具体的な政策立案に関わる組織も動き始めた。2020年12月にはIPCC³とIPBESの間で初の合同ワークショップが行われ、報告書には気候変動および生物多様性の危機への対応を連動させるべきことが記載された。2021年11月のCOP26で採択されたグラスゴー気候合意でも、それらの関係が「相互に結びついた世界全体の危機」と表現される等、両者を一体の問題とした議論が活発化している。

図表1: biodiversityをテーマとした記事の件数



出所: AIテキスト解析ツールQUIDで抽出したデータより三井物産戦略研究所作成

¹ The Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)。

² AIテキスト解析ツールQUIDが“biodiversity”を含む英文記事を抽出し、関連性の強い記事に絞り込んで時系列で表示したもの。

³ The Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)。

2. 金融機関の取り組み

2-1. 金融機関の重要性・役割と現状

金融機関は資金の流れをコントロールすることで、産業全体を動かす影響力を持っている。気候変動対策ではその影響力を行使するよう、民意の高まりを反映した政府、投資家、NGO等から、GHG高排出産業と同様に強い要請を受けた。それに応える形で、高排出産業への投融资抑制や、多くの産業のGHG排出量を開示させて企業行動の変容を促す等、気候変動対応を進める重要なドライバーのひとつとなった。生物多様性の問題に対しても同様の役割を果たすことが想定される。

実際に、生物多様性については2015年にSDGsに組み込まれて以来、対応が進んできており、金融安定理事会（FSB）が指定するグローバルな金融システム上重要な銀行30行⁴の大多数が、公表している事業方針にも盛り込んでいる。特定の産業や事業への融資検討時に生物多様性への影響についてより詳細なデューデリジェンスを実施し、条件を満たさない場合には融資を制限することを表明している。

ただ、言及している銀行の約6割では気候変動に包含もしくは劣後した扱いとなっており、気候変動ほど重要視された対応になっているとは言えない。また、制限の対象も、大多数の銀行が共通して挙げているのは世界遺産や保護区、北極圏の保全（図表2）だが、これだけでは、世界全体の生物多様性を維持する効果は極めて限定的である。それ以外には、例えば、仏BNP Paribasはブラジルのアマゾンやセラードを開墾した土地での大豆栽培・牛肉生産、蘭ING bankは商業捕鯨・フカヒレ漁、米Citiは2.5km超の網を用いた流し網漁を対象としている。制限内容は各行様々で産業への影響は現時点では限定的だが、今後は、世界的な議論の高まりを受け、前述のような金融機関の取り組みが一段と強化されていくと考えられる。

図表2: biodiversityに言及している主要銀行が融資制限・デューデリジェンス強化の対象としている主な項目

多数の金融機関が共通して挙げている項目	少数の金融機関が挙げている項目
UNESCO世界遺産内の開発・採掘	ブラジルのアマゾンでの大豆栽培・加工・取引
保護区内の開発・採掘	ブラジルのセラードでの大豆栽培
北極圏内の開発・採掘（主に石油・ガス探査、採掘、生産）	エクアドルのアマゾンでの石油・ガス探査、生産、輸出
	ペルーのアマゾンでの石油・ガス探査、生産、輸出
	フカヒレ漁
	商業捕鯨

出所：各行開示情報から三井物産戦略研究所作成

2-2. 取り組み強化に向けた議論の進展

今後の展開を見通す上では、気候変動問題への対応が参考になる。気候変動問題では、これまでのCOPの議論等で制約の対象が次第に明確になり、金融機関の対応も進んだ。2015年にG20財務省・中央銀行総裁会

⁴ FSBが公表するGlobal Systemically Important Banks (G-SIBs) の2021年リストにある銀行30行（約8割が欧米銀行。国内メガバンク3行を含む）。

議の要請を受け、各国の公的機関や金融機関等で組成されたTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）では、企業のGHG排出量の開示枠組みを中心とした議論が進められ、実際に高排出産業への投融資の抑制等が実施されてきている。

生物多様性に関しても、気候変動以外の自然環境全般を議論するため、TCFDと同様の枠組みとしてTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が2021年6月に発足した。そこでは、保全すべき対象、制限すべき活動について議論が進められ、2022年3月には情報開示枠組みのベータ版が公表された。2023年には最終版の完成が予定されており、産業や企業への影響も明らかになる見込みである。

3. 産業への影響

今後、金融機関の融資制限が及ぶ対象を考える上では、TCFD・TNFDの成り立ちやメンバー構成、関与しているNGOの背景等も材料となる。TCFDは、G20の要請により世界の中銀、金融当局や国際機関が参加するFSBが設置した金融機関が主体の組織で、既に特定されているGHG高排出産業・活動を対象として排出抑制策を考える場である。

それに対しTNFDは、金融機関が主体となっているものの、TCFDに比べ一般産業の企業が多数参加している（図表3）。気候変動とは異なり、制限すべき対象が明確に特定されていないことから、それを明確化し、融資制限やデューデリジェンス強化を行う上で産業界の意見を取り入れることも目的のひとつと考えられる。それにより、TCFDに比べて産業界の実情に配慮した内容になるものと想定される。また、TNFDのメンバー構成を見ると、食品をはじめとする農林水産資源のユーザーが中心となっている（図表3）。このことから、まずは自然環境に直接影響を及ぼす農林水産業や鉱業が制限の対象となり、関連企業は、トレーサビリティ確保も含め、使用する原材料の情報開示が求められるようになると考えられる。そして、森林から転換した農地や焼畑農法で生産された農産物を原料とする企業、例えば、食品や日用品のメーカー、そうした商品を扱う流通、外食、あるいは、肥料や農薬を供給する化学産業等への融資が制限されるだろう。

図表3: TCFD・TNFDメンバー構成

TCFDメンバー（計32機関）			TNFDメンバー（計34機関）		
業種	国		業種	国	
金融機関（15社）			金融機関（15社）		
AXA	金融	フランス	AXA	金融	フランス
HSBC	金融	英国	HSBC	金融	英国
JPMorgan Chase & Co.	金融	米国	Bank of America	金融	米国
UBS Asset Management	金融	スイス	BNP Paribas	金融	フランス
その他11社			その他11社		
調査・情報事業者等（10機関）			調査・情報事業者等（7機関）		
Deloitte	コンサル	英国	Deloitte	コンサル	英国
EY	コンサル	英国	EY	コンサル	英国
Moody's Corporation	格付	米国	Moody's Corporation	格付	米国
Principles for Responsible Investment	イニシアチブ	英国	KPMG	コンサル	オランダ
その他社6社			その他3社		
一般産業（7社）			一般産業（12社）		
Unilever	消費財	英国	AB InBev	食品（酒類）	ベルギー
Tata Steel Limited	鉄鋼	インド	Anglo American	鉱業資源	英国
Dow	化学品	米国	Bunge Ltd	農業・食品	米国
Mitsubishi Corporation	商社	日本	Ecopetrol	石油・ガス	コロンビア
EnBW Energie Baden-Württemberg AG	エネルギー	ドイツ	GlaxoSmithKline	製薬	英国
Eni	石油・ガス	イタリア	Grieg Seafood	食品	ノルウェー
BHP	鉱業	オーストラリア	Holcim	建材製造	スイス
			Natura & Co	化粧品	ブラジル
			Nestlé	食品	スイス
			Olam International Ltd	農業総合商社	シンガポール
			Suzano	紙パルプ	ブラジル
			Tata Steel Limited	鉄鋼	インド

注）黄色ハイライトは農林水産品を利用する企業および農林水産業に資機材を供給する企業

出所: TCFD・TNFDウェブサイト、公開情報から三井物産戦略研究所作成

TNFDは、UNDP⁵とUNEP FI⁶の国連関連2機関に加え、世界最大の環境保全NGOであるWWFと、英環境NGOのGlobal Canopyにより設立された。WWFは1961年に野生生物保護の観点で設立され、1986年に現在のWorld Wide Fund for Natureに改称、地球環境の保護へと活動を拡大していることから、自然環境全般について幅広く議論していくことが想定される。例えば、前述のような一部の銀行が挙げているアマゾン、セラード等の生物多様性に富んだ特定地域、商業捕鯨や流し網漁等を多くの銀行が対象に加えていく可能性も考えられる。事業活動については、ポスト愛知目標の草案で触れられているプラスチックの生産・使用等についても議論される可能性がある。

また、もう一方のNGO、Global Canopyは、データドリブンなコンセプトとしてTNFDの環境データイニシアチブのポートフォリオ開発に携わっている。そのため、気候変動問題でも用いられたGHG排出量の開示、削減の促進のように、定量的な数字に基づく活動制限が設定され、幅広い産業に情報開示が求められる展開が想定される。以上のことから、上述した産業だけでなく、全ての企業が影響を受ける可能性のある事業を洗い出し、金融機関の動向を注視して対策を検討する等、先手を打っておくべきだろう。

⁵ United Nations Development Programme（国連開発計画）。

⁶ United Nations Environment Programme Finance Initiative（国連環境計画金融イニシアチブ）。

当レポートに掲載されているあらゆる内容は無断転載・複製を禁じます。当レポートは信頼できると思われる情報ソースから入手した情報・データに基づき作成していますが、当社はその正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び三井物産グループの統一的な見解を示すものではありません。また、当レポートのご利用により、直接的あるいは間接的な不利益・損害が発生したとしても、当社及び三井物産グループは一切責任を負いません。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。

